協働環境委員会会議録

令和5年3月9日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:32

【案件】

- 1. 議案第 5号 令和5年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算
- 2. 議案第 7号 令和5年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
- 3. 議案第22号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例
- 4. 議案第25号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 5. 議案第26号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 6. 議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。

「議案第5号 令和5年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第5号 令和5年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」について補足説明をいたします。

予算書の295ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 132億8180万2千円とするものです。前年度と比較しますと、5億3097万6千円の 減となっております。詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

まず、歳出の主なものについてご説明いたします。予算書の303ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費につきましては、26名分の人件費及び経常的な事務費等、総額で2億795万8千円を計上しています。また、新たに窓口業務委託料615万4千円を計上しています。

続きまして、306ページをお願いいたします。2款1項療養諸費につきましては、一般被保険者の療養給付費及び療養費等の経費を計上しています。1目一般被保険者療養給付費では、令和4年度の給付費をコロナ回復で多く見積もっていましたが、それほど伸びなかったこと、被保険者数の減等により、前年度と比較しますと、5億1665万4千円の減となっております。2項高額療養費につきましては、令和4年度の決算見込みを基に所要額を計上し、前年度と比較しますと、総額で3625万8千円の減額となっております。

307ページをお願いいたします。3項出産育児諸費、1目出産育児一時金につきましては、 今回の議会に条例改正案も提出しておりますが、1人当たり42万円から50万円に増額いた しますので、それにより増額計上いたしております。

308ページをお願いいたします。国民健康保険事業費納付金につきましては、国のガイドラインに基づき県が算定した額により金額を計上しています。 308ページ中段にかけての1項医療給付費分につきましては、総額で23億5055万2千円を、下段の2項後期高齢者支援金等分につきましては、7億5560万1千円を、次のページになりますが、309ページ上段の3項介護納付金分につきましては、2億4413万4千円をそれぞれ計上いたしております。納付金は、総額33億5028万7千円で452万8千円減となっていますが、これは、県全体で見た時に、医療給付費がコロナ前の水準に近づくものの、いまだ前年を下回っていることによる一般分の減、また、75歳到達による後期高齢者の増による後期高齢者支援金分の増が考えられますが、全体としては微減となっております。

同じく309ページの4款保健事業費、1項特定健診等事業費では、健診手数料9742万8千円を計上して、生活習慣病の早期発見早期治療につなげたいと考えております。また、令和5年度より、集団検診の予約に係る受電及び受診勧奨の架電をアウトソーシングするための集団検診予約受付業務委託料832万9千円を新たに計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。299ページをお願いします。1款1項国民健康保険税につきましては、前年度と比較しますと、一般被保険者分は総額で435万円の増額となっております。令和5年度の保険税率等は、令和3年度の国保運営協議会の答申に基づき、令和4から5年度については、令和3年度から据え置いたもので計上しています。

次に、300ページの2款 1 項 1 目保険給付費等交付金の1 節の普通交付金につきましては、保険給付費に必要な費用に対して交付されるもので、94億 908万 3 千円を計上しております。2 節の特別交付金につきましては、令和4年度決算見込などを基に推計した3 億 3799万 9 千円を計上しています。

次に301ページですが、4款 2 項基金繰入金につきましては、令和5 年度は歳出超過を見込んでおりますので、財源を調整するため、準備基金から3037 万1 千円を繰り入れることにしています。

令和5年度の国保会計の全体についてご説明いたしますと、団塊の世代の75歳到達による被保険者数の減、これに伴う医療費の減等で約5億3千万円の減となっております。全体で約133億円の予算規模となりますが、財源不足は約3千万円となり、若干の赤字となっております。現在被保険者が約2万6千人ですが、今後5年間で団塊の世代が後期高齢に移行する人数が少なくても5千人以上あり、その分国保税が減収となっていきます。基金は約9億円ございますけれど、今後の動向を注視し、健全な国保財政運営を行っていく必要があると考えています。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○城丸委員

今の最後のところですよね、5千人。団塊の世代が5千人少なくともなるということで、その1人として非常に責任を感じて質問しますけれど、この国保、よく言われるのは、2025年になったら、全ての団塊の世代が75歳時代になって、全体の4分の1が75歳以上になるとかいうふうに言われていますね。それは、要は国保から後期高齢保険に変わるわけですよね、今ちょっと課長の中で説明があったのは。5千人が、飯塚市で5千人がなるので、今から国保会計が減っていくと。後期高齢は増えていくのでしょうけれど。その辺をちょっと考えながらということですけれど、よく言われるのは、社会保障とか年金とか、支える側から支えられる側に変わると、若い人の負担が増えるというふうに言われていますけれど、その辺が年金とか分からないでしょうけれど、国保と後期高齢保険の関係から言ったら、大体どういうふうになるか分かりますか。

○医療保険課長

後ほどまた説明しますけれど、後期高齢のほうは、実際に今、令和5年度中に飯塚市で75歳以上が2万人に到達します。12万6千人のうちの2万人ですので、約6分の1が75歳以上ということになります。75歳、今もう団塊の世代の方が一番多くて、国保については、どうしても年金とか無職とかいう形で年をとればとるほど、被保険者の方は多くなっていくのですけれど、そこの一番多い部分が後期高齢に移行するということで、そこにかかる医療費は当然後期高齢で負担していきますので、そこはなくなります。それと同時に、その人たちからいただいている保険税もなくなっていきますので、運営としては非常に若い世代の少ないところで賄っていかなくてはいけない状況になってくるのだろうと予想しています。後期高

齢は県のほうが、広域連合が保険者ですので、県全体を見てしていますけれど、特に福岡県の 医療費が高くて、全国1位2位とかそこぐらいの75歳以上の医療費になっていますので、こ ちらのほうの運営も、県全体でしていますけれど、保険料とかも、少しずつですけれど高くな っていくのではないかなというふうに考えています。

○城丸委員

人口構造というか、年齢の人口構造は、成人のときは、ピラミッド型で逆三角形になっているというところだと思うのですけれど、もう一つ、国保の最高金額と後期高齢の最高金額は、どれくらいの差があるのですか。

○医療保険課長

後期高齢者の賦課限度額が、今66万円、最高66万円です。国保のほうは、今102万円になっていますので、後期高齢になると最高限度の人は安くなるという方向になります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

以前から、私も国民健康保険特別会計につきましては、着目していまして、機を見てちょっと質問等もさせていただいたのですが、そのときにちょっと私のほうで認識しているのは、やはり構造的な問題で、なかなか歳出という部分を、いかに適正化を図っていくというか、そういった部分を、長期的な視点を基にやっていかざるを得ないというふうな状況にありますということで認識はしております。その中で今回、その令和5年の予算のほうを説明いただいたのですけれども、そういった、今私が申し上げたような視点の部分が、今回その令和5年度の予算においてどのように反映されているのか、ざっと先ほど説明いただきましたけれど、主なもので構いませんので、ご説明いただけますでしょうか。

○医療保険課長

国保の予算の中で一番大きく占めているのが医療費ですけれど、医療費については県から全額きますので、その分で市の持ち出し分というのはございません。先ほど納付金の話をしましたけれど、県に納める納付金が、県から通知されて、それに見合うだけの国保税を収入としてうちのほうが集めて、それを納付金の財源にするわけなので、納付金が幾らになるかによってこの国保税の税率等が変わってきます。現在納付金がほぼ去年と変わりませんでしたので、税率も据え置くという形でしたので、ほぼそこら辺の異動はございません。今後は先ほどの話とかぶりますけれど、医療費水準とか被保険者の占める割合によってこの納付金の額が変わってきますので、ここら辺が今後大きく動いていく可能性があります。このところを見ながら税率というのを考えていかないと、ちょっと厳しいのかなというふうには考えております。

○永末委員

先ほど城丸委員のほうからも質問があっていましたけれど、当然人口の年齢の推移が今あっていますので、それが年齢の高い方が後期高齢のほうに移っていくというふうな説明がありましたけれど、その中でやはり私自身もそうですけれど、国民健康保険に加入させてもらっていまして、なかなか安いとは言えない負担を担っています。いろいろと今生活面がなかなか苦しい状況というのも続いていますので、皆様。その辺りの負担をできるだけ減らしていくというふうな、今までずっと上がる方向でずっときていますので、その辺りを減らしていくというふうな形のご検討などはされていますでしょうか。

○医療保険課長

現在の税率が平成30年度に落としまして、税率を一斉に落としています。その税率を今までずっと維持してきているわけですけれど、今の税率というのが、県から示されます標準保険料率というものがあります。これは納付金、先ほど言いました納付金を納めるのに、飯塚市さんはこれだけの税率を掛けると、被保険者の数から見ていいですよと、この税率を適用すれば、

納付金が必ず支払えますという税率が示されます。それよりもまだ下のほうでいっていますので、運営ができていると思っています。これが、標準保険料率が今度、今の税率を下回ってくるような場合になりますと、市のほうとしては、ちょっと税率を高く設定し過ぎるというような状況になると思いますので、その際は、税率を下げるような方向を考えなくてはいけないのかなというふうに思っています。

○永末委員

要望ですけれど、ぜひそういった視点も踏まえながらやっていただきたいと思います。国民健康保険特別会計しかり、後期高齢の保険しかり、それをどういった負担で、市のほうが負担する分と県のほうが負担する分とかいろいろと細かいあれはあるかと思うのですけれど、やはり年を重ねていって病気をしやすくなるというのは、これはもう皆さん共通といいますか、そういうふうになっていきますので、私自身を含めて、それは重々気を付けて、日々の生活をしていかなくてはいけないなとは思ってはおります。そういった部分を含めて、やはり年を取るのは仕方ない部分がありますので、できるだけ健康寿命といいますか、そういったのをそれぞれが意識しながら、そういった部分をしっかりと意識しながら生活していくという意識づけを、今飯塚市もいろんな政策を通じてやっているかと思うのですけれど、その部分の、今言われているような国保の分でありますとか、後期高齢の分でありますとか、そういった部分を飯塚市全体として、共通の認識として、飯塚市役所全体の共通の認識として持たれて、予算付け等をされているのか、長期的な視点で政策を行うとされているのか、その部分、もし副市長のほうからそういった大きな視点で今後やっていかなくてはいけないというふうな認識等ありましたら、答弁いただけますでしょうか。

○市民協働部長

この国保の事業の中で、保険給付関係は医療保険課のほうが担当しておりますけれども、健康寿命の延伸の部分については私ども、それから特定健診とかも私どもがやっております。その中で、今年度、令和5年度予算の中で、そういう介護予防とか、健康寿命の延伸、そういった事業を、国保と広域連合も一体となって連続してやりましょうということでの一体化事業という形で予算を上げております。そういうことによって切れ目なく、いわゆる75歳で、あなた後期高齢だから私たち介護予防は市町村は見ませんよとかいうことではなくて、75歳以降も、市町村が広域連合と一緒になって、そういう健康寿命とか介護予防に、市民の方の介護予防に努めていくという事業を来年度から始めてまいりますので、そういう事業の成果とか結果を見ながら、また改善するところは改善しながら、少しでも適切な保険料になるように、私どもも努めてまいりたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

ちょっとここには関係ないですが、介護保険の中に、介護保険の医療費給付もありますけれ ど、介護保険の中に、そういう予防、フレイルとか予防の部分に使っていいというのがありま すよね。今の部長の答弁とその辺は関係がありますか。

○市民協働部長

すみません。介護の部分まではちょっとよく知りませんけれど、今回の一体化事業については、当然高齢介護課もやりますし、今おっしゃっているのは、地域支援事業という介護保険料の中の何%かを使って、そういう介護予防のための事業をやる事業になっております。当然、私どもがやる事業と一体的な事業ですので、ちょっとすみません、詳細は分かりませんけれど、連携を取りながらやってまいります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

今、城丸委員から介護保険の関係でありましたけれど、ちょっとこれ予算に値するかどうかっていうところがありますけれど、別の担当かもしれませんけれど、ちょっと聞かせていただきます。301ページの繰入金で、出産一時繰入金というのが3730万円あります。307ページ、同じく3項、真ん中ほどですね、出産一時金ということで、5600万円あります。これの詳細について、今ご説明の中で、国の事業で出産一時金が、42万円が50万円になるということでしたけれど、今回予算の中でプラスの飯塚市単独でという事業があったと思いますが、そこら辺とこの人数が、どのぐらい見込まれているのかお知らせ願えますか。

○医療保険課長

この出産育児一時金につきましては、国保の被保険者の方が出産されたときの一時金になりますので、国保の中では今、この予算につきましては、50万円かける112人の想定で予算を組んでおります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第5号 令和5年度 飯塚市国民健康保険 特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第7号 令和5年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたしま す。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第7号 令和5年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」について、補足説明をいたします。

予算書の359ページをお願いします。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億3986万5千円とするものです。前年度と比べまして、1億384万6千円の増となっております。後期高齢者医療特別会計の予算は、歳入予算の大部分を後期高齢者医療広域連合に納付する形となっております。

まず、歳入のほうからご説明いたします。 363ページをお願いいたします。 1款 1 項後期 高齢者医療保険料 15億 423 万8千円につきましては、本市が徴収する保険料で、徴収率を 特別徴収は 100%、普通徴収は 99.1%、滞納繰越分を 65%で見込んでいます。前年度 と比較しますと、 9194 万2千円の増額となっています。この主な要因としましては、広域 連合による被保険者数の通知がありますが、これの増による影響となっております。

次に、2款1項1目事務費繰入金、一般会計繰入金の中の事務費繰入金につきましては、市事務費分として、4290万円、広域連合事務費分として、県下の全市町村で人口割・高齢者人口割をいずれも46.5%、均等割7%の割合で算出された額5146万2千円を計上しております。同じく2目保険基盤安定繰入金5億3610万円につきましては、保険料の軽減分に対して、県が4分の3、市が4分の1を負担するものを一般会計から繰り入れるものです。

続きまして、歳出予算についてご説明します。365ページをお願いします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、職員4人分の人件費及び事務費を計上しております。また、国保会計でも説明いたしました窓口業務委託料246万2千円を新規計上しております。

次に、366ページをお願いします。2項徴収費につきましては、徴収事務に係る通信運搬

費等の経費を計上しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入予算でご説明しました、本市が徴収する保険料分、一般会計から繰り入れる広域連合事務費分及び保険基盤安定負担金分を後期高齢者医療広域連合に納付するものです。

後期高齢者医療特別会計におきましては、団塊の世代の加入が本格化し、被保険者が増加することに、予算規模が毎年増加している状況です。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第7号 令和5年度 飯塚市後期高齢高齢 者医療特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第22号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。 執行部の補足説明を求めます。

○スポーツ振興課長

「議案第22号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。

議案書の21ページをお願いいたします。これは、飯塚市総合体育館の供用開始に伴い、飯塚第1体育館及び第2体育館を令和5年4月末をもって廃止するため、関係規定を整備するものでございます。

飯塚市第1体育館及び第2体育館につきましては、「公共施設のあり方に関する第3次実施計画」において、「新体育館へ集約後廃止」としておりました。

今回、飯塚市総合体育館が4月に供用開始することから廃止するものです。

以上、簡単ですが、補足説明を終ります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

改正案自体5月1日から施行ということになっているかと思うのですけれど、実際にこれ廃止された後、この第1体育館及び第2体育館の取扱いというのはどのように検討されているのでしょうか。

○スポーツ振興課長

廃止となりますこの第1体育館、第2体育館の廃止後でございますが、売却の方針でございます。令和5年度は土地の確定測量、建物のアスベスト調査を行い、その後売却に向けた事務を進めていくというスケジュールになっております。

○永末委員

売却ということですので、その売却のやり方というのは、現状をそのまま売却していくのか、 それとも市のほうで一旦その上物を解体して、更地として売却していくのか、その辺りまであ る程度決まっているのですか、方向としては。

○スポーツ振興課長

その辺については、まだ決まっておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第22号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第25号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第25号 飯塚市重度障がい者医療の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明を行います。

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、障がい者施設等に入所した場合の特例について、老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム、介護保険法第8条第11項に規定する特定施設介護保険特定施設、同条第25項に規定する介護保険施設を加えるための改正でございます。

簡単に説明しますと、いわゆる住所地特例の施設の追加でありまして、飯塚市で重度障がい者医療証を持っている場合に、今回の養護老人ホーム等で市外の施設に入所した場合に、飯塚市の医療証がそのまま使用できるようになるものでございます。今回追加された施設に入所する場合は、今までは住民票を施設に移して、そこで新たに重度障がい者医療証を取得する必要がありましたが、今回の改正ではその必要がなくなることになります。条例については。令和5年4月1日施行となります。

以上、簡単ですが、説明を終ります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○城丸委員

今回飯塚市の場合の条例は、そういうふうに決まったということですけれど、これは何か総合というか、全国的にはどうなっているのですか。

○医療保険課長

当然法律の改正に伴ってするものですので、全国で同じ取扱いになります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第25号 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第26号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたしま す。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第26号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、補足説明をい

たします。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、出産育児一時金の支給額について改正するものです。現在では、出産育児一時金は総額42万円を支給しておりますけれど、この内訳が、改正前では40万8千円と産科医療補償制度掛金の1万2千円を足して42万円でした。今回40万8千円から48万8千円に8万円引上げられたことにより、産科医療補償制度掛金と合わせまして、合計50万円を支給するものとなるものでございます。

以上、簡単ですけれど、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

基本的なことかもしれませんけれど、このアップする財源というのは、どこからくるものになるのですか。

○医療保険課長

財源としては、一般会計の負担、国保会計の歳入のほうに出産一時育児金というのがありますけれど、その分で県と市の負担でくるというのが主な財源となっております。

○永末委員

県と市で負担し合うというふうなことですかね。分かりました。あとすみません、ちょっと またこれも基本的なことかもしれませんけれど、出産育児一時金ということですけれど、これ は出産のときに医療機関のほうに支払う分でよかったですか。

○医療保険課長

これは支給するようになっておりますけれど、かかった額について、市のほうから直接国保 連合会を通してですが、医療機関に払うようになっております。

○永末委員

ちょっとこれも聞いた話なのですけれど、例えば今回この8万円ですかね、8万円が増額することによって、出産する方の負担が、そのことで減るのですかね、これについては。例えば、今までは42万円だったので、幾らかこう手出しが生じていたものが、今回それを増額されることでその辺りがなくなるとか、そういった考え方ができるものなのですかね。

○医療保険課長

実際に病院によってこれは保険適用ではありませんので、病院によって支払う額というのは変わってくると思いますが、8万円支給増ということで、その分の負担の減少にはなっているかなとは思います。

○永末委員

例えば、医療機関に直接払われると言われたので、医療機関のほうが出産の費用とかを上げれば、そこに補填されるだけになるのかなとか、ちょっと私も細かい仕組みが分からずちょっと言っているかもしれませんけれど、要はこの制度自体、より子どもを産みやすいというか、そういった視点を含めた、措置なのかなというふうに思っているので、そういった意味で捉えていいのですか。

○医療保険課長

全国でも出産のための費用というのは全然異なっておりまして、例えば、東京では60万円超という平均値がありますので、この50万円を支給したからといって手出しが減るだけであって、多分個人の負担というのはあると思います。ただ鳥取が一番安かったと思うのですけれど、こちらのほうは36万円ということで、この範囲で十分収まりますので、持ち出しは、手出しはないのかなというふうに思います。またさっき言いましたが、病院によっても違いますので、ちょっと、簡単にはちょっと申し上げにくいですけれど、負担としては減るのかなというふうに思っています。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第26号 飯塚市国民健康保険条例の一部 を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 「議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する条例」を議題といた します。本案全般に対する質疑を許します。なお、質疑に際しましては、まず、提出者または 執行部のどちらに対する質疑であるかを明確にした上で発言していただきますようお願いいた します。質疑はありませんか。

○城丸委員

前回のときに、林地開発許可の分が、1万平米から5千平米に変わったというところで、伐 採の届出面積が6千平米のままかという、矛盾してないですかという質問をしましたけれど、 何かその後分かったことがあれば。

○環境整備課長

質問委員が言われます森林法に関する伐採面積に関することにつきましては、「福岡県林地開発行為許可事務取扱要領の一部改正」が行われており、福岡県から管内市町村長宛てに通知があっております。改正の内容としましては、林地開発における事前協議の対象面積が、現行では0.6~クタール以上ですが、太陽光発電設備の設置を目的とする場合については、令和5年4月1日より0.3~クタール以上に変更となるものです。なお、県が発行する林地開発許可申請の手引に関しましては、今の内容に加え、前回の委員会で申し上げました、許可対象面積が引下げられることも記載された内容に変更されております。

○城丸委員

太陽光発電のための伐採に特化して3千平米未満ということで、それ以外は今までどおりということですか。はい、分かりました。

あれから盛土規制法も、それから何かいろいろあっているのだと思いますけれど、何か変わったことがありますか。

○環境整備課長

前回の委員会で、不法危険盛土等についてのガイドライン中間案などについてご説明いたしましたが、その中間案が示された令和4年12月21日の第4回盛土等防災対策検討会の質疑応答の内容がホームページに掲載されております。その中で、再エネ特措法における関係法令違反に関するFIT、FIP交付金について、盛土法での規制の実効性を高めるために、監督処分もしかりですが、改善命令を受ける場合についても、違反状態として運用するよう、関係部署と調整していただきたいとの意見があり、再エネ特措法の取扱いが決まり次第、運用について検討し、ガイドラインには、再エネ特措法との関係を記載していきたいとの回答があっております。現在、国においてその内容について協議が進められているものと認識していたしております。また、本年1月30日に第7回ワーキンググループが開催されており、ガイドライン中間案の主な記載項目の確認、記載内容についての議論がなされております。

○城丸委員

要するに、交付金を監督処分だけではなく、改善命令が出たときも、返還とか、ストップするとかそういうことだということでいいのですかね。分かりました。

それと、先ほど言うべきだったのでしょうけれど、太陽光のことを話していますけれど、さ

っきの3千平米に下がったと、特化して下がったということもあるのですが、そういう何というか、そういう事故が起きるのは、太陽光だけではないんですよね。だから市としてやはり、もうちょっと規制を厳しくしてくれとか、ほかの部分を下げてくれとかいうような要望をぜひ上げてほしいということを要望して終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

この案件につきましては、昨年の3月定例会で委員会付託され、約1年にわたり協働環境委員会で審議を重ねてきました。これまで委員会で審議してきた中で、再度確認の意味も含めまして、関係法令との照合について、何点か確認させていただきます。

まず、執行部から提出いただいた議員提出議案と関係法令との照合の資料の中で、周辺関係 者への説明、条例案では第10条になりますが、これについては、現在飯塚市自然環境保全条 例に基づいて対応されているという認識でよろしいですか。

○環境整備課長

飯塚市自然環境保全条例において、住民説明会の開催は義務づけられており、それに基づいて対応を図っております。

○佐藤委員

住民説明会について、経済産業省のガイドラインでは、地域住民とのコミュニケーションを 図ることを努力義務としていると認識していますが、これでよろしいですか。

○環境整備課長

はい。そのとおりでございます。

○佐藤委員

次に、施設の維持管理についてはどのようになっているのかお伺いいたします。

○環境整備課長

維持管理につきましては、再エネ特措法施行規則第5条第3項に、再生可能エネルギー発電 設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること と規定されております。

○佐藤委員

それでは、事業完了後、事業廃止後の廃棄費用についてはどのようになっているのかお伺い いたします。

○環境整備課長

廃棄費用に関することは、繰り返し申し上げておりますが、2022年、令和4年の改正FIT法により、積立てが義務化されており、再エネ特措法第15条の6、第2項に規定がなされております。

○佐藤委員

この積立てについては、推進機関にしなければならないということですが、積立ての状況の 把握はどのように行っていきますか。

○環境整備課長

再エネ特措法第52条に報告徴収及び立入検査がございます。その第3項に、経済産業大臣は、推進機関に対し、積立金、管理業務、その他必要な事項に関し報告させ、また、その職員に推進機関の事務所に立入り、帳簿、書類、その他物件を検査させることができるとありますことから、この条文に基づき行われているものと認識しております。なお、廃棄費用の積立て方法などの情報に関しましては、事業計画認定情報、公表用ウェブサイトで確認できる状況となっております。

○佐藤委員

それでは、ただいま質問しました項目については、全てが関係法令で網羅されているという 認識でよろしいですか。

○環境整備課長

そのように認識いたしております。

○佐藤委員

最後に、関係法令の整備状況について確認いたします。神戸市の条例は平成30年7月に公布されていますが、それ以降の整備状況及びその内容について再度お伺いいたします。

○環境整備課長

平成30年7月以降の法整備ということですが、昨年、2022年4月に改正FIT法が施行されており、主な内容といたしましては、これまでのFIT制度に加え、新たにFIP制度が増設されたこと、そして、発電事業者に対し、廃棄費用等の積立てが義務化されております。次に、令和4年9月22日に森林法施行令の一部改正がされ、太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為に係る土地面積0.5~クタールを超えるものについて、都道府県知事の許可を要する内容となっており、令和5年4月1日から施行されます。

最後に、盛土規制法が令和4年5月27日に公布され、令和5年5月26日から施行されます。内容につきましては、盛土等による災害から国民の生命、身体を守るため、盛土等を行う土地の用途や盛土等の目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するものとなっており、太陽光発電設備を目的とした盛土についても、規制対象となるもので、現在、施行に向けて協議が進められているところでございます。

○佐藤委員

そうですね、ここ数年で太陽光に関わる法整備が大変進んできたと思います。平成30年ですかね、神戸市が制定されて、今の現状を考えたときに、もし神戸市の担当部局の方から何か意見とか状況とか聞いてあるのであれば、お教え願えますか。

○環境整備課長

神戸市の担当の方とは何度かお話合いをさせていただいております。既に神戸市の条例では、 廃棄等費用の確保や質権設定などについて規定されており、その後、改正FIT法により、廃 乗等費用の積立てが義務化されたことを受けて、条例の見直し等の検討をされているのかとお 尋ねしたところ、今後、国の動向を注視し、必要に応じて条例の整備等を行っていきたいとい う回答をいただいております。

○佐藤委員

神戸市でも、国の法整備等の状況を受けて、条例等を改正しなければならない、なっていると私は理解しております。本市のような条例を制定した約200以上の自治体のうち、私が調べた範囲になりますが、本市のような自然環境保全条例で説明会の開催、協議の場など、事前に地域住民へ周知することができなかったため、新たに条例を制定したと私は思っております。ただいま関係法令との照合などについて、幾つか確認させていただきましたが、近年では、様々な法整備も進んでおります。また、本市の太陽光発電事業については、自然環境保全条例での対応を図っていることを踏まえて、いま一度、それらの状況を理解、整理して、改めて関係者の方々と協議、議論を重ねた中で、対応を図っていくべきではないかと私は思っております。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

私からも執行部に対し、何点か聞かせていただきます。まず、今までの委員会の中でお話しになっていました禁止区域についてですが、この条例案の第8条に地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域がございますが、それぞれ特定の行為を行う場合、都道府県知事の許可が必要

ということになるのでしょうか。その辺についてはいかがですか。

○環境整備課長

そのとおりでございます。

○吉田委員

この第8条の中に土砂災害特別警戒区域につきましては、住民の生命または身体に著しい危害を生じるおそれが認められる土地で、一定の開発行為を制限すべき土地については、都道府県知事が指定できるということで記載がありますけれど、それもよろしいでしょうか。

○環境整備課長

そのとおりでございます。

○吉田委員

もう一点ですが、万が一事業に起因して事故等が発生した場合、保険の加入についてはどのようになっていますか。また、その際立入調査等については、できるようになっていますか。 その辺はいかがでしょうか。

○環境整備課長

保険への加入につきましては、事業計画策定ガイドラインに基づき、現在は保険加入への努力規定でございます。今後遵守義務への検討が、現在進められているような状況でございます。また、立入検査等に関しましては、先ほどの推進機関同様、認定設備が設置される場合にも立入り、帳簿、書類、認定発電設備などを検査させることができると、再エネ特措法第52条に規定されております。立入検査につきましては、自然環境保全条例にも規定がなされており、本条例には、あわせて指導、助言、勧告、命令、公表についても規定がなされております。

○吉田委員

私のほうからですけれど、この太陽光条例につきまして、約1年近く審議してきたわけですけれど、当初より私の思うことは、法改正が進む中、当初この太陽光条例というのは先進として制定されたのが、神戸市の平成30年度だったという認識がございます。それからかなり法改正も進んで、森林法によっては今、同僚委員から質問があったように、0.6~クタールから0.3~クタールに変わったということ、盛土規制法につきましても、こういう形で変わってきております。一方再エネ特措法のFIT法からFIP法に法改正があり、再エネ特措法で積立て廃棄費用のこと及び保険のことも十分になってきたのではなかろうかというところがあります。今後見据えた中でいろいろ審議していく内容が必要だというところで、私の今の見解はそういうところでございます。以上でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。暫時休憩いたします。

休憩 10:54 再開 11:14

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

継続審査でお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

ただいま佐藤委員から、継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。「議員提出議案第2号 飯塚市太陽光発電事業と地域との共生に関する 条例」について、継続審査とすることに賛成の委員は挙手を願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は継続審査とすることに決定いたしました。

金子委員から「パートナーシップ宣誓制度について」、所管事務調査をしたい旨の申出があっております。金子委員、その具体的な内容の説明をお願いいたします。金子委員に発言を許します。

○金子委員

○委員長

福岡県が今年度4月1日より、パートナーシップ宣誓制度を導入いたしました。飯塚市がどのようにそれに対応しているのか、調査したいと考えております。よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。本委員会として、「パートナーシップ宣誓制度について」、所管事務調査を行うことに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数、よって所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「パートナーシップ宣誓制度について」を議題といたします。金子委員に質疑を許します。 〇金子委員

日本では、同性婚は認められておりませんが、世界では、同性婚がかなりの数で認められつつあります。また、国のほうでもG7を前に、同性婚について、また、LGBTQの問題について考えなくてはいけないというような議論もされております。その中で福岡県は、2022年4月1日より福岡県パートナーシップ宣誓制度を導入しております。私はその前の年、2021年6月の所管事務調査において、本市でパートナーシップ宣誓制度、また、ファミリーシップ宣誓制度を導入していただくように要望してまいりましたが、本市では、福岡県がパートナーシップ宣誓制度を取り入れたことで、どのように取組をされているのかお尋ねします。まずは、パートナーシップ宣誓制度についての啓発について、どのようにやっているのか教えてください。

○人権·同和政策課長

性的少数者の人権につきましては、教育・啓発の取組を実施しておりまして、実施したその内容につきましては、令和4年度になりますが、福岡県パートナーシップ宣誓制度に関する啓発チラシの配布、コミュニティセンター1階の啓発コーナーにLGBTQパネルの展示、性の多様性に関する啓発ポスターの掲示、啓発冊子「人権いいづか」での特集、飯塚市人権ネットによる人権講座、性的少数者の人権についての企業研修などとなっております。

○金子委員

幾つかされているようですけれども、では、実際にこの宣誓制度を含めて、この啓発というのが、このパートナーシップ宣誓制度だけではなくて、そのSOGI、つまり、性的指向や性自認について啓発することが分かりました。では、福岡県が導入したパートナーシップ宣誓制度というものは、一体どんなものなのか、また、どのように手続を踏むのかお示しください。

○人権・同和政策課長

まず制度の内容になりますが、対象者としまして、一方または双方が、性的少数者のカップルが対象となっております。宣誓の要件といたしましては、双方がともに成年、今では満18歳に達していること。いずれか一方が、福岡県内に住所を有しているか、または福岡県内への転入を予定していること。双方に配偶者がなく、宣誓に係る相手以外の者とパートナーシップにないこと。双方が近親者でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となったものを除きますとなっております。福岡県での手続の流れといたしましては、福岡県の県庁、担当部署に事前予約をし、必要書類を準備、福岡県庁の所管課へ2人で行き、パートナーシップの宣誓をいたします。必要書類を提示し、不備がなければ、当日に宣誓書受領証カードの交付という手続になっております。

○金子委員

今の確認なのですけれども、飯塚の市民の方で、福岡県のパートナーシップ宣誓制度を利用したいと思う方は、まず、福岡県の県庁に、担当課に予約をして、その日に県庁に行って申請するということでよろしいでしょうか。

○人権·同和政策課長

そのとおりでございます。

○金子委員

やはりハードルが高いなというのが私の印象です。やはり、すぐ行けるこの市役所とかにあったらまだできるけれども、わざわざ県庁に予約して、県庁に行かなくてはいけないというのは、ハードルが高いなと思います。

では、このパートナーシップ宣誓制度に関する様々な行政サービスがあると思います。その中で今回は、特に3つお尋ねいたします。1つは住宅、2つ目医療、3つ目生活保護申請についてお尋ねいたします。まずは、住宅、特に公営住宅の入居についてお尋ねいたします。

○人権・同和政策課長

飯塚市市営住宅条例の第6条になります。ここには入居者の資格ということで、公営住宅に 入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならないと記載されております。その主な条件として、市内に住所または勤務場所を有すること。現に同居し、または同居しようとする親族。親族につきましては、婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含むこととあります。この条例を見ると、現在サービスの提供ができるようにはなっておりません。

○金子委員

パートナーシップ宣誓制度をとったとしても、市での市営住宅は使えないということでよろ しいでしょうか。

○人権·同和政策課長

福岡県でパートナーシップ宣誓をやってカードを提示されても、現在は、飯塚市では使えないということになります。

○金子委員

では、同じ福岡県にある県営の住宅についてはどうなのですか。

○人権・同和政策課長

県の公営住宅につきましては、福岡県のパートナーシップ宣誓制度、同じ県がやっておりますので、宣誓書受領証カードの交付を受けていれば利用可能となっております。

○金子委員

つまり、同じ公営の住宅でも、それが市営か県営かで、できるできないが違うということで すよね。どうすれば、飯塚市の市営住宅を、パートナーシップ宣誓制度をとった方が利用でき るようになるのでしょうか。

○人権·同和政策課長

現在、福岡県のパートナーシップの宣誓制度で宣誓書受領証カードを交付された方につきましては、まず飯塚市で使えるようにするには、福岡県に対し飯塚市から、福岡県が発行した今のカードで行政サービスの提供に協力ができるという届けを県のほうに出せば可能にはなります。

○金子委員

できるようにぜひやっていただけたらなと思っています。

では次に、医療機関についてお尋ねいたします。福岡県の公立病院には、症状説明、医療方針の同意等について、パートナーシップがとれるというふうに書いてあります。また、福岡県のパートナーシップについてのホームページに、飯塚市の公立病院の状況が確認できませんでした。飯塚市には市立病院がございますが、どのようになっているのか御存じであれば教えて

ください。

○人権・同和政策課長

飯塚市立病院とは、福岡県パートナーシップ宣誓制度への制度適用について、協議中である と聞いておりますが、現在、福岡県のカードではサービスの提供、いわゆる提示をされても サービスの提供ができるようにはなっておりません。しかし、現状としては、ご家族以外の方 でも患者様の同意のもと、症状説明、治療方針の同意等を行っていると聞いております。

○金子委員

やはり福岡県のホームページを見る限り、いくらできるとしても、そのホームページを見たときに、飯塚市の市立病院の記載が何もないと、当事者の方は、やはり不安を感じると思うんですよね。なのでぜひ、関係の部署にやっていただくよう、お力添えをお願いいたします。

では、公立病院は分かりましたけれど、公立以外の病院の医療機関の状況はどのようになっているか、お分かりになれば教えてください。

○人権 · 同和政策課長

公立病院以外ということで、個人の医院などが考えられます。飯塚市内では、2つの医院で症状説明、治療方針の同意等に、福岡県の発行した宣誓書受領証カードを提示することによって、サービスが受けられるようになっております。また、この公立以外の医院に対する依頼ですが、福岡県が県の医師会へまず依頼をかけ、医師会から会員である個人様、医院の医院長などに依頼を行っているとお聞きしております。

○金子委員

つまり、公立ではないところは、県から県医師会へ働きかけを行っているということですよね。公立の病院に関しては、市から働きかけもできるということなので、ぜひよろしくお願いいたします。

最後に、生活保護申請についてはどうでしょうか。分かる範囲で教えてください。

○人権·同和政策課長

生活保護の申請につきましては、飯塚市では福祉事務所が設置されております。担当課としましては、生活支援課になりますので、生活支援課に確認したところ、福岡県パートナーシップ宣誓制度において利用可能なサービスとして、生活保護制度が県のホームページに記載されています。このことにおいては、昨年4月に実施されました、福岡県の生活保護業務に係る福祉事務所担当課長会議で周知されております。申請の際に相談者より宣誓書受領証カードの提示があった場合は、当事者の方たちの不安に十分に配慮して対応するように申合せがなされていると聞いております。

○金子委員

この生活支援課に関しては、配慮がなされているということで、本当によかったと思います。 今回は、3つ、公営住宅、医療機関、そして生活保護申請について、パートナーシップ宣誓制度についての対応をお聞きしました。ほかの窓口で、飯塚市のこの市役所内の窓口で、福岡県が発行したパートナーシップ宣誓制度の受領証があれば、サービスが大体できるようになっているのでしょうか。

○人権·同和政策課長

今主なものを答弁させていただいた以外になりますが、飯塚市においては、同様の、いわゆる宣誓書受領証カードを提示してサービスが受けられるようにはなっておりません。

○金子委員

福岡県がなったからできるのではないかなというふうに思っていた面もありましたけれども、 実際にはそうではないと聞いて、本当にある意味ちょっとショックを受けております。1年も 経っているのに、何も、結局県はできていても、結局活用ができていないという状況は、大変 嘆かわしいなと思います。本当に一人一人が、それぞれの人生を楽しむためには、やはり行政 サービスがしっかりと横につながなくてはいけないと思うのですけれど、このサービスが充実するためには、どのような手続をすれば、このサービスができるようになるのでしょうか。

○人権・同和政策課長

飯塚市で利用できるように行政サービスを考えた場合、それぞれの所管の状況はございます。 そのことから、飯塚市として全体で足並みをそろえるためにも、関係各課と情報共有を図り、 協議を行い、飯塚市全体として提供できるサービスを福岡県に届ける必要があると考えており ます。

○金子委員

ぜひ、それぞれの担当課に連絡をお願いいたします。男女共同参画と同じように、このパートナーシップ宣誓制度というのは、横串にささないとサービスが充実していかないというのを今回本当に思いました。私の知っている市民の方にも、このSOGIの問題で悩んでいる方がいらっしゃいます。もともと、いわゆる性的少数者と言われる方なのですけれども、精神的に追い込まれて、かなりのお薬を飲まれている状況です。精神的に本当に不安になっている。自殺も考えられているともよく言われます。そんな方がこの飯塚市には、やはりいらっしゃるのです。福岡県ができたからといって、安心しないで、ぜひ関係課と手をとって、その人たちが飯塚市に住んでよかった、国は、同性婚やLGBTQの問題は、まだまだ解決していないけれども、飯塚市が進めてくれていると思えるような自治体に、ぜひ、していただくようお願いします。パートナーシップ宣誓制度、そしてファミリーシップ宣誓制度など、先進的に取組んでいる自治体もありますので、ぜひ、参考にされながら進めてください。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。お諮りいたします。本件については、調査終了とすることにご異議 ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

閉会を前に正副委員長代表して、一言ご挨拶を申し上げます。

本日をもって、この任期中の当委員会は最後になります。この間、皆様のご協力をいただきまして、委員会運営を円滑に進めることができましたことを、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

これをもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。